

## 第7回 上越市総合計画審議会 次第

日 時 令和4年11月8日(火)

午前10時00分から

会 場 上越市役所第一庁舎 401 会議室

### 1 開会

### 2 報告

(1) 第7次総合計画(案)市民説明会の開催結果について 参考資料1

(2) 小・中学生「まちづくり標語」の応募結果について 参考資料2

(3) 総合計画審議会における意見等の対応について 参考資料3

(4) パブリックコメントで寄せられた意見等の対応について 参考資料4

### 3 議事

(1) 第7次総合計画(案)について 資料No.1

### 4 その他

### 5 閉会

令和4年11月8日
第7回総合計画審議会
資料 No. 1

# 上越市第7次総合計画

暮らしやすく、希望あふれるまち 上越

令和5(2023)年度 ⇨ 令和12(2030)年度

(案)

新潟県上越市

# 目次

最終的な計画書段階で添付  
※第1、2回上越市総合計画審議会  
における資料を取りまとめ、掲  
載することとしています。

## I 序論 〇

第1章 策定の背景	〇
第1節 社会の潮流	〇
第2節 当市における現状と課題	〇
第3節 将来推計人口	〇
第2章 まちづくりに対する市民の意見	〇
第1節 市民の声アンケート	〇
第2節 グループインタビュー	〇
第3節 まちづくり意見交換会等	〇

## II 基本構想 1

第1章 総合計画の策定に当たって	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の構成と計画期間	3
第4節 計画の特徴	4
第2章 基本理念	6
第3章 将来都市像	8
第4章 将来都市像の実現に向けて	9
第1節 5つの基本目標	9
第2節 基本目標別の方針	10
第3節 政策展開の方向性	11
第4節 政策推進の考え方	16
第5章 土地利用構想	20
第1節 土地利用の考え方	20
第2節 めりはりのある土地利用（面）	22
第3節 暮らしを支える拠点の構築（点）	23
第4節 人や物の移動を支える交通ネット ワークの構築（線）	25

### Ⅲ 基本計画 27

第1章 基本計画の概要	28
第1節 基本目標別施策体系一覧	28
第2節 基本目標別施策の見方	30

第2章 基本目標別施策	32
-------------	----

#### 基本目標1

##### 支え合い、生き生きと暮らせるまち

ころと体の健康の増進	32
地域医療体制の充実	34
高齢者福祉の推進	36
障害者福祉の推進	38
複合的な課題を抱える世帯への支援	40

#### 基本目標2

##### 安心安全、快適で開かれたまち

災害への対応力の強化	42
災害に強い都市構造の構築	44
地域防災力の維持・向上	46
消防体制の整備	48
防犯・交通安全対策の推進	50
快適な生活環境の保全	52
都市空間の整備・充実	54
土地利用政策の推進	56
交通ネットワークの確立	58
自然環境の保全	60
地球環境への負荷が少ない社会の形成	62

#### 基本目標3

##### 誰もが活躍できるまち

人権・多様性の尊重	64
男女共同参画の推進	66
若者が活躍できる環境づくり	68
コミュニティの充実	70
多様な市民活動の促進	72
つながりの創出・拡大	74

##### 最終的な計画書段階で添付

※成果指標や難解な用語等について、一覧に取りまとめ、掲載することとしています。

#### 基本目標4

##### 魅力と活力があふれるまち

地域に根付く産業の活性化	76
企業立地・物流拠点化の推進	78
新産業・ビジネス機会の創出	80
雇用機会の拡大と就労支援	82
観光振興の強化	84
シティプロモーションの推進	86
農業の振興	88
林業・水産業の振興	90
農林水産業の価値と魅力向上	92

#### 基本目標5

##### 次代を担うひとを育むまち

切れ目のない子育て支援	94
子育て環境の充実	96
主体的な学びを支える学校教育の充実	98
教育環境の充実	100
多様な学びの推進	102
スポーツの振興	104
文化活動の振興	106

第3章 重点テーマ	108
-----------	-----

第1節 重点テーマの設定	108
第2節 重点テーマの構成	108
第3節 4つの重点テーマ	110
活動人口の創出（ヒューマン）	110
地域活力の創造（コミュニティ）	111
地域DXの推進（デジタル）	112
脱炭素社会の形成（グリーン）	113

第4章 計画の推進に当たって	114
----------------	-----

第1節 計画の推進に向けた視点	114
第2節 計画の進捗管理	114
第3節 計画の評価検証	115
第4節 各種個別計画の管理	115

### Ⅳ 資料編



## Ⅱ 基本構想

第1章	総合計画の策定に当たって	2
第2章	基本理念	6
第3章	将来都市像	8
第4章	将来都市像の実現に向けて	9
第5章	土地利用構想	20

## 第1章 総合計画の策定に当たって

### 第1節 計画策定の趣旨

近年、当市を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、**私たちは今**、時代の転換期を迎えています。

人口減少と少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害の激甚化・頻発化、さらには、社会全体のデジタル化の進展や脱炭素社会への転換など、社会経済環境の変化は、私たちの想像を超える速さで進んでおり、その一つ一つが市民の暮らしや地域の経済活動に様々な影響を及ぼしています。

このように変化が目まぐるしく、将来予測が困難な時代において、これまでの前例や経験が通じない局面をどのように打開していくのか。自らの力でいかにまちの未来を切り開いていくのか。このことが、今を生きる私たちに課された大きな課題となっています。

こうした中、当市には、海、山、大地の豊かな自然、長年にわたり連綿と培われてきた歴史・文化、充実した産業基盤や広域交通網、様々な地域活動や市民活動など、まちを発展させる力となる多彩で魅力的な資源が数多く存在しています。

これまでの価値観や常識にとらわれず、柔軟な発想の下で、市民や地域が一丸となって**まちの力**を高め、**まちの宝とも言える様々な資源**をいかしていくことが、私たちの暮らしをより豊かなものとしていきます。そして、その**取組**の積み重ねが、地域に対する愛着や誇りを育み、次代を担う子どもや若者が帰ってきたくなるようなまちの実現につながるものと考えます。

このことから、新たな時代を見据えた、持続可能なまちづくりに向けて、市民・事業者・団体・地域とともに、目指すまちの将来像や取組の方向性を共有し、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針として、令和5年度を初年度とする新たな総合計画を策定します。

### 第2節 計画の位置付け

本計画は、上越市自治基本条例（以下、「自治基本条例」という。）（※）第16条に基づき策定し、市政運営の総合的な指針と位置付けられる当市のまちづくりの最上位計画となるものです。

各種個別計画は、本計画が示す政策・施策等の考え方と整合を図りながら策定・改定を行います。

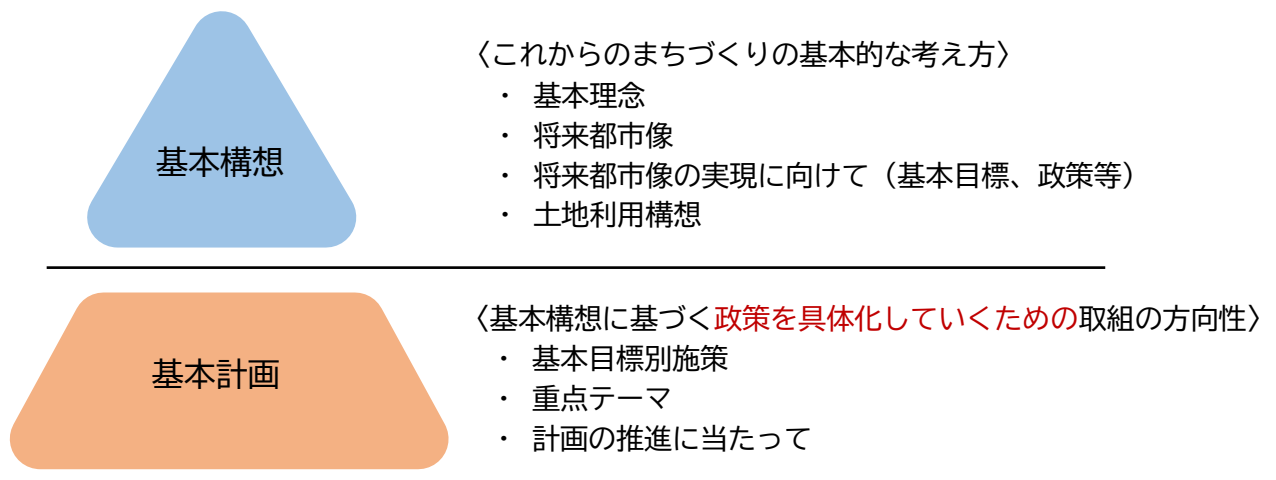
※ 上越市自治基本条例とは

- ・平成20年4月に施行された自治基本条例は、当市の自治の基本的な理念や仕組みを定めた条例であり、当市における自治の最高規範として位置づけられる条例です。
- ・平成23年8月の地方自治法の改定により、市町村による基本構想の策定義務が撤廃され、総合計画の策定は市町村の自由裁量により判断することが可能となったことから、当市では、自治基本条例第16条に基づき本計画を策定するものです。

### 第3節 計画の構成と計画期間

#### (1) 計画の構成

本計画は、長期的な視点を踏まえた、これからのまちづくりの基本的な考え方を示す「基本構想」と、基本構想に基づく、**政策を具体化していくための**取組の方向性を示した「基本計画」の2層構造で構成します。



構成	項目	内容
基本構想	基本理念	長期的な視点を踏まえた、まちづくりの根本に据える理念、目標
	将来都市像	市政運営により目指す、8年後のまちの姿
	将来都市像の実現に向けて	将来都市像の実現を目指す上での、基本目標とその目標達成に向けた政策の方針など
	土地利用構想	将来都市像を実現するための土地利用の基本的な考え方
基本計画	基本目標別施策	それぞれの基本目標に基づく政策を具体化していくための取組の方向性
	重点テーマ	直面する重要課題に対して、横断的かつ重点的に取り組む政策テーマ
	計画の推進に当たって	計画の推進に当たり、大切にしている視点など

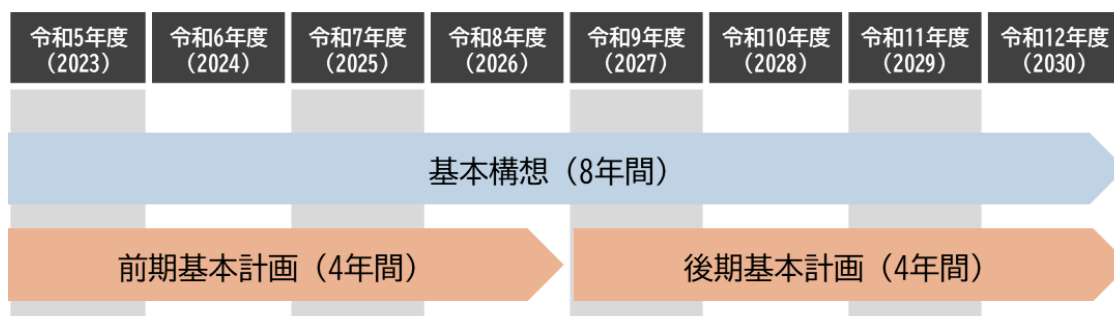


## 第1章 総合計画の策定に当たって

### (2) 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

基本計画は、社会経済環境の変化に的確に対応できるよう、4年後の令和8年度に見直しを行うこととし、前期4年間、後期4年間に区分して定めます。



### 第4節 計画の特徴

#### (1) 自治基本条例の理念に基づいた市政運営のための計画

本計画は、平成17年の市町村合併の基本理念を踏まえた上で、自治基本条例に基づき市政運営の総合的な指針を定めるものです。

そのため、本市における自治・まちづくりは、自治の担い手である市民、市議会、市長等がそれぞれの権利・権限と責務の下で進めていくべきであることを基本認識としています。

#### (2) 未来志向による計画

人口減少・少子高齢化の進行により、今から18年後の令和22(2040)年には、現役世代として経済や社会を支えてきた団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者1人を現役世代1.5人で支える時代の到来が予測されています。また、近年、自然災害の激甚化や頻発化、様々な技術革新などによる社会経済環境の急激な変化、さらには国際情勢の不安定化などにより、直面する課題は過去に例がない複雑なものとなっています。

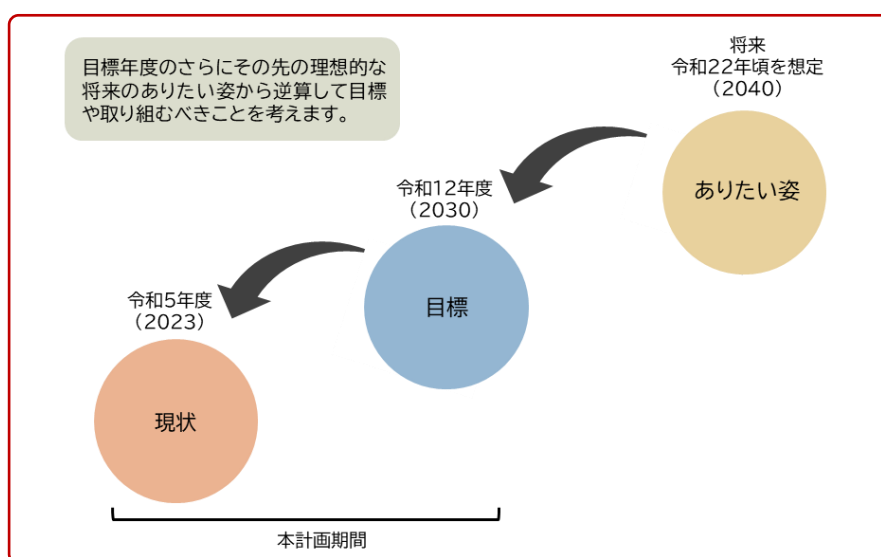
こうした不確実で不透明な時代において、将来の確かな展望を見通していくためには、現在を起点にした従来の延長線上で物事を考えるだけでなく、目標となる将来の理想的なありたい姿(望ましい未来の地域社会の姿)を自ら描いた上で、その姿を実現していくために、主体的に取り組むべきことを明らかにしていく、未来志向(バックキャスティング※)の考え方が大切になるものと考えます。

そのため、本計画では、今の子どもたちが大人になり、社会で活躍する未来を見据え、計画期間よりも更に一歩先の将来となる、令和22(2040)年頃を目安とした、将来のありたい姿の実現に向けて、令和12(2030)年度までに取り組むべきものを定めた計画とします。

※ バックキャストिंगとは

- ・理想的なありたい姿を描き、その姿を現実のものとするためにどのような手段や施策が必要か逆算して考える手法です。現在を起点に計画を積み上げるのではなく、未来に軸足を置くことが特徴です。
- ・この考え方には、不確実で不透明な時代にあっても目標が明確であることから、目標に向かう方向性の軌道修正を行いやすいというメリットがあります。

【未来志向（バックキャストिंग）による計画策定の考え方のイメージ】



### (3) 実効性のある計画

計画の実効性を高めるため、施策の成果を客観的に把握できる適切な成果指標を設定し、進捗管理を行います。なお、計画の実施段階においては、未来志向による取組を基軸としつつ、**即応的に対処すべき課題に対しては、現状を起点とする方策を検討するなど、それらを適切に組み合わせていくことによって、計画の実効性を高めていきます。**

また、行政改革に関する取組や将来的な財政見通しを踏まえた持続可能な行財政運営の下で、計画を推進します。

## 第2章 基本理念

当市を取り巻く社会経済環境の変化などの将来予測を踏まえつつ、第6次総合計画に対する政策・施策の評価・検証の結果とともに、市民の声アンケートやグループインタビュー、まちづくり市民意見交換会等を通じて聴取した市民の意見を踏まえ、令和22(2040)年頃を目安とする、**当市の将来の理想的なありたい姿を整理しました。**

そして、将来にわたって大切にしたいまちの価値である「上越らしさ」を重ね合わせて検討する中で、以下のとおり、一つのフレーズに取りまとめ、**本計画におけるまちづくりの根本に据える基本理念として**決めました。

### 上越市ならではの快適で幸せな暮らしの実現 ～生きる力を備えたまちづくり・ひとづくり～

全国有数の豪雪地帯である当市において、人々は、日々の暮らしの傍らにある自然に畏怖の念を抱きながら、四季折々の美しさに生きる喜びを感じ、その中で育まれた恵みをいかした食を堪能するなど、季節に寄り添った当地ならではの暮らしを、あまた享受してきました。

また、先人**たち**の努力の積み重ねにより、上杉謙信公の居城であった春日山城をはじめとした当地ならではの奥深い歴史や文化が**培われ**、その精神性が、連綿と受け継がれるとともに、私たちの中には、雁木に象徴される雪国の暮らしや古から当地の生業を支えてきた農業を通じて、思いやりや支え合い、助け合いの精神が、今もなお宿っています。

**このような**、多彩なまちの魅力と人々に宿る他者を思う心は、この地に住む私たちにとって、かけがえのない大切な財産ということが出来ます。

一方、現代社会に目を向けると、急速に進む**人口減少や少子高齢化**に伴い、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、加えて、激甚化・頻発化する自然災害や、国際紛争による世界・国内・地域経済への影響など、社会経済環境の急激かつ複雑な変化とともに、人々の価値観・ライフスタイルの**多様化も相まって**、まさに時代の大きな転換期に直面しており、将来に向けた**確かな**展望を見出ししていくことが極めて難しい状況となっています。

---

こうした先行きの見通しが困難な時代だからこそ、上越市ならではの普遍的な価値を大切にしながら、まちや人の力を育むとともに、「Well-being」(※)の考え方にあるような、市民の幸福感を高め、持続可能な社会を創り、未来に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責務であると考えます。

そのためには、市民一人一人が他者や社会とのつながりを実感する中で、誰一人取り残されることなく、自分らしく健やかに生きていくことができる環境を整えていくことが必要となってきます。

さらには、そうした環境を下支えしていくものとして、当市の強みである多様な地域資源や産業に磨きをかけ、自給力や地域内循環の強化、都市の強靱化を図るとともに、様々な主体による協働に加え、共創によって新たな価値を創造していくことなどにより、**想定外の事態に対しても**、しなやかに、かつ力強く対応し、**予測困難な時代**を確実に生き抜いていく力を備えた「まち」の仕組みと形を形成していくことが必要と考えます。

そして、新しい時代を切り開いていくのは、いつの時代も「ひと」です。人の英知の積み重ね、挑戦の繰り返しがイノベーション(革新)を生み出します。**多様性と包摂性が尊重される中で**、生涯にわたり、あらゆる場面で、あらゆる「ひと」が輝くことができる地域を確立していくことが大切となってきます。

このように、社会・文化・自然の豊かさや人情味あふれる気質・風土を当地ならではのものとして、将来にわたって引き継ぎながら、全ての市民が他者との結びつきを実感し、誰一人取り残されることなく、安心感や幸福感、満足感に包まれ、自分らしく健やかに暮らし、のびやかに**学ぶことができる地域社会を形成していく**、また、**まちの持続的な発展を確実なものとしていく**、そうした思いを「上越市ならではの快適で幸せな暮らしの実現～生きる力を備えたまちづくり・ひとづくり～」と表現しました。

※ Well-being (ウェルビーイング) とは

- ・身体的、心理的、社会的に良好で、すべてが満たされた状態にあること。健康、幸福感、つながりが良好な状態にあることを意味しています。

## 第3章 将来都市像

人口減少や人々の価値観の多様化などが進む成熟社会の中で、上越市ならではの快適で幸せな暮らしを実現し、**生きる力を備えたまちを形作って**いくためには、市民の暮らしと**まちの成長**を支える確かな基盤を確立していくことが必要です。

そのためには、**当市ならではの**、まちの多彩な魅力や人々の共助の精神を身近に感じる中で、誰もが自らの生き方、暮らし方、働き方に安心感や満足感を実感できるよう、市民の暮らしの質を着実に高めしていくことが必要となってきます。

あわせて、若者や女性、高齢者、外国人といった多様な市民一人一人が、**地域に愛着や誇りを感じながら**、夢や希望の**実現**に向けて、学び、挑戦し、活躍できる環境を、みなで手を携え、共に一つ一つ創り上げていくことが大切となります。

市民・事業者・団体・地域など、これからのまちづくりに関わる全ての方々が、まちの未来に思いを抱き、同じ目標に向かって行動していくため、第7次総合計画の最終年度となる8年後の令和12(2030)年度に上越市が目指す将来都市像を次のとおり掲げます。

# 暮らしやすく、希望あふれるまち 上越

## 「暮らしやすいまち」に向けて・・・

各種インフラ、産業、教育、医療、福祉、環境、文化の全てにおいて、社会環境の変化に、柔軟かつしなやかに対応し、誰一人取り残されることなく、自分らしい暮らしができるよう、生活の質の向上を図り、安心感や満足度をより高めていきます。

## 「希望あふれるまち」に向けて・・・

地域の魅力や資源、産業や人材など、まちの力を市民や地域が一丸となって高め、いかしていく中で、地域に対する愛着や誇りが生まれ、市民一人一人が夢や希望を持って暮らし、そして、次代を担う子どもや若者が帰ってきたくなくなるようなまちづくりを進めていきます。

## 第4章 将来都市像の実現に向けて

### 第1節 5つの基本目標

将来都市像の実現に向け、次の5つのまちの姿を基本目標として定めます。

支え合い、生き生きと暮らせるまち

安心安全、快適で開かれたまち

誰もが活躍できるまち

魅力と活力があふれるまち

次代を担うひとを育むまち

【基本目標のイメージ図】



---

## 第2節 基本目標別の方針

将来都市像の実現を目指す上での、各基本目標の達成に向けた政策の方針を示します。

### 基本目標1 支え合い、生き生きと暮らせるまち

地域社会における支え合いや助け合いによって、暮らしの安心感を高めるとともに、年齢や障害等の有無に関わらず、誰一人社会から孤立することなく、住み慣れた地域で心身ともに健康で、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるまちを目指します。

### 基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

市民の暮らしを支える都市基盤や良好な生活環境の持続性を高め、災害に強い安心安全で強靱なまちづくりに取り組むほか、地域の豊かな都市空間や自然環境を保ち、その質を高めるとともに、全国へと開かれた交通ネットワークをいかし、誰もが快適に暮らし続けられるまちを目指します。

### 基本目標3 誰もが活躍できるまち

お互いの価値観や考えの違いを認め合い、一人一人が持つ力が発揮される環境をつくとともに、地域のコミュニティ活動の充実や、様々な主体による協働に加え、共創の取組を推進することによって、人々の関係性やつながりを育みながら、誰もが活躍できるまちを目指します。

### 基本目標4 魅力と活力があふれるまち

地域に根付き、新たな価値を作り出す産業の活力を高めるとともに、誰もがやりがいを持って働くことができる環境を整えるほか、**多様な地域資源**を磨き上げ、その魅力の最大化を図りつつ、広く内外に伝える中で新たな交流が生まれていく、魅力と活力があふれるまちを目指します。

### 基本目標5 次代を担うひとを育むまち

安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つ教育・社会の環境の整備や充実に取り組むほか、全ての世代が学び、**活動**し、挑戦することができる環境を整え、まちの未来を支えるあらゆるひとを育むまちを目指します。



### 第3節 政策展開の方向性

#### 基本目標1 支え合い、生き生きと暮らせるまち

##### 【方針】

地域社会における支え合いや助け合いによって、暮らしの安心感を高めるとともに、年齢や障害等の有無に関わらず、誰一人社会から孤立することなく、住み慣れた地域で心身ともに健康で、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるまちを目指します。

##### 【政策展開の方向性】

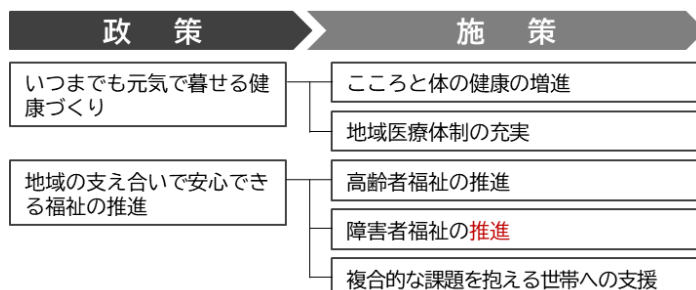
###### いつまでも元気で暮せる健康づくり

- 誰もが生き生きと元気に暮らしていくためには、子どもから高齢者まで、こころと体の健康が保持・増進され、適切な医療が受けられる中で、健康寿命の延伸が図られていくことが重要です。
- このことから、生活習慣病の発症やその重症化の予防を軸とする保健指導や、健康づくり活動の推進に取り組むほか、若者や幼少期からの生活習慣の改善に資する取組の推進や感染症の流行への備えを通じて、市民のこころと体の健康の維持・増進を図ります。また、誰もが必要な医療を必要な時に受けることができるよう医療体制の充実に取り組みます。

###### 地域の支え合いで安心できる福祉の推進

- 暮らしの安心感を高めていくためには、高齢者や障害のある人など支援が必要な人が、行政や地域、家族などの様々な支え合いを通じて、抱える課題が解決・改善され、生き生きと生活していくことができる地域社会を構築していくことが大切です。
- このことから、高齢者の介護予防や生きがいづくりの取組を推進するとともに、福祉・介護分野における担い手不足の解消に取り組むほか、地域や関係機関等と連携しながら、障害のある人への福祉サービスの充実や社会参加の支援、複合的な課題を抱える世帯への相談や自立に向けた支援等に取り組むことにより、地域全体で支え合い、誰もが安心できる福祉を推進します。

##### 【政策・施策の体系】





## 基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

### 【方針】

市民の暮らしを支える都市基盤や良好な生活環境の持続性を高め、災害に強い安心安全で強靱なまちづくりに取り組むほか、地域の豊かな都市空間や自然環境を保ち、その質を高めるとともに、全国へと開かれた交通ネットワークをいかし、誰もが快適に暮らし続けられるまちを目指します。

### 【政策展開の方向性】

#### あらゆる災害に柔軟に対応する力の向上

- 激甚化・頻発化する自然災害から市民の命や暮らしを守るためには、あらゆる災害による被害の未然防止と軽減、地域や行政組織の災害対応力の強化や災害に強い都市構造の構築を図ることが重要です。
- このことから、職員の危機管理能力の向上をはじめ、自然災害や原子力災害に対応した避難体制等の整備・充実を進めるとともに、地震や水害に強いインフラや住環境の構築に取り組むほか、市民や地域の防災意識の向上や防災活動の推進に取り組みます。

#### 日常を支える安心安全の土台の強化

- 市民が安心安全、快適に暮らし続けるためには、火災被害や各種犯罪、交通事故等に対する一人一人の意識の醸成や地域ぐるみの対応力の向上が不可欠であり、また、公害や環境汚染の無い良好な住環境が整っていることが重要です。
- このことから、常備消防体制の整備や消防団活動の推進を図るとともに、子どもから高齢者まで、防犯や交通安全の意識の向上や地域の見守り体制等の強化に取り組むほか、ごみの適正処理や公害対策、汚水の衛生処理の推進により、快適な生活環境の保全を図ります。

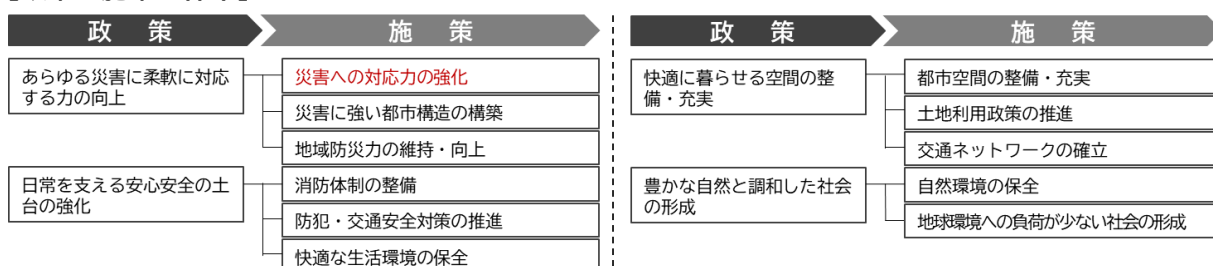
#### 快適に暮らせる空間の整備・充実

- 心にゆとりや潤いを持ち、快適に暮らしていくためには、歴史・文化・自然が調和した美しい街並みが形成されるとともに、機能的な都市基盤や利便性の高い交通ネットワークが整っていることが大切です。
- このことから、良好な景観や安らぎを感じられる都市公園等の空間を整備するとともに、公共施設の長寿命化やインフラの効率・効果的な整備、土地利用構想と整合が図られた計画的な土地利用の推進などに取り組むほか、高齢者や学生も利用しやすい地域交通の確保や、市内外を結ぶ広域交通網の連結強化、冬期間の迅速かつ適切な除雪体制の維持などに取り組みます。

#### 豊かな自然と調和した社会の形成

- 当市の豊かな自然環境を保全し、将来世代に引き継いでいくためには、地域における生態系の保全や環境負荷の少ない社会経済活動の推進に取り組むことが不可欠です。
- このことから、多様な生態系の保全や野生動物と共存した環境づくりのほか、日常生活や事業活動における省エネルギー化や様々な再生可能エネルギーの普及、ごみの減量化やリサイクルの推進など、各種の環境問題に対する意識向上や関係団体と連携した環境美化活動の推進などに取り組みます。

### 【政策・施策の体系】



## 基本目標3 誰もが活躍できるまち

### 【方針】

お互いの価値観や考えの違いを認め合い、一人一人が持つ力が発揮される環境をつくとともに、地域のコミュニティ活動の充実や、様々な主体による協働に加え、共創の取組を推進することによって、人々の関係性やつながりを育みながら、誰もが活躍できるまちを目指します。

### 【政策展開の方向性】

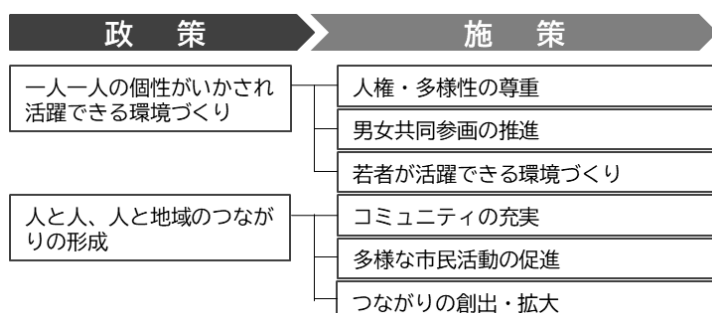
#### 一人一人の個性がいかされ活躍できる環境づくり

- 市民の暮らしの中で一人一人が個性をいかし、その力を発揮していくためには、相互に認め合い、尊重する意識が醸成されるとともに、次代を担う若者が、夢や希望の実現に向けてチャレンジできる環境を整えていく必要があります。
- このことから、人権尊重や非核平和に関する意識啓発を一層推進するとともに、外国人市民との共生や男女共同参画の推進を図るほか、若者の定住につながる生活支援や、地域への理解や愛着を高める機会の創出に取り組みます。

#### 人と人、人と地域のつながりの形成

- 地域の活力や新たな価値を生み出していくためには、地域の課題を「自分事」として捉えて行動する市民や事業者、団体などを増やしていくとともに、市外から関わり、応援し、移住する人など、多様な連携やつながりを形成していくことが大切です。
- このことから、地域に愛着や誇りを持って活動する人材の育成や、地域課題を解決する地域自治の仕組みづくりをはじめ、地域コミュニティ等の活性化や市民活動の支援に取り組むとともに、中山間地域等の支え合い体制の強化や大学と連携した地域活性化の取組の推進を図ります。また、当市に魅力を感じ、移住する人の相談対応や住環境の支援に取り組みます。

### 【政策・施策の体系】



## 基本目標4 魅力と活力があふれるまち

### 【方針】

地域に根付き、新たな価値を作り出す産業の活力を高めるとともに、誰もがやりがいを持って働くことができる環境を整えるほか、**多様な地域資源**を磨き上げ、その魅力の最大化を図りつつ、広く内外に伝える中で新たな交流が生まれていく、魅力と活力があふれるまちを目指します。

### 【政策展開の方向性】

#### 新たな価値を創り出す産業基盤の確立

- 地域産業の活力が持続的に発揮され、地域経済の成長と発展につなげていくためには、各産業において生産性の向上や新たな付加価値の獲得が図られるとともに、働きがいや魅力を感じられる多様な職場を創出していくことが必要です。
- このことから、社会のデジタル化や脱炭素化に対応したイノベーションを推進するとともに、工業の設備投資等の促進や販路開拓の支援、商業・サービス業や商店街の活性化に取り組むほか、企業立地の推進や直江津港の拠点性の強化、さらには、若者や女性、U I J ターン者等による起業・創業の支援や、ワーク・ライフ・バランスが保たれた、多様な働き方ができる雇用環境の向上に取り組めます。

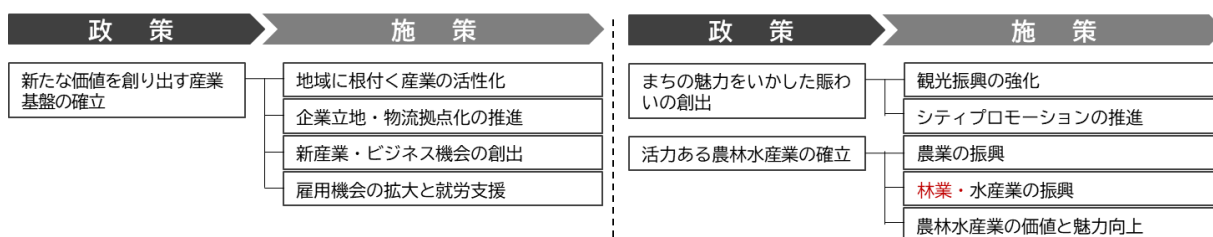
#### まちの魅力をいかした賑わいの創出

- 当市の魅力を全国に発信し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図っていくためには、市民の地域への誇りと愛着を醸成するとともに、地域資源の磨き上げや観光客の受入れ環境づくりなどを進めていくことが重要です。
- このことから、当市ならではの観光地域づくりに向けた資源の発掘・磨き上げや、年間を通じて来訪者を受け入れる環境づくり、広域的な周遊・滞在型観光や市内の回遊性の向上に取り組むほか、地域の多様な魅力を関連付け、官民の連携や各政策間の連携によって総合的に発信していくとともに、各種コンベンションの誘致や開催の支援に取り組めます。

#### 活力ある農林水産業の確立

- 活力ある農林水産業を確立していくためには、地域の特色や資源をいかした持続可能な経営が実践されるとともに、地域の魅力的な農林水産物が市内外で高い評価を得て、利用されていることが大切です。
- このことから、農林水産業の担い手の確保・育成と収益性の向上を図るとともに、農業の生産基盤の強化や森林・水産資源の保全に取り組むほか、市民の食育の実践と定着、地産地消を推進していきます。

### 【政策・施策の体系】



## 基本目標5 次代を担うひとを育むまち

### 【方針】

安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つ教育・社会の環境の整備や充実に取り組むほか、全ての世代が学び、活動し、挑戦することができる環境を整え、まちの未来を支えるあらゆるひとを育むまちを目指します。

### 【政策展開の方向性】

#### 安心して子どもを産み育て、健やかに育つ環境づくり

- 妊娠期から育児期まで、母子ともに健康で安心して生活していくためには、家庭環境に応じた切れ目のない支援や保育サービスが地域ぐるみで展開されることが大切です。
- このことから、母子保健の充実や経済状況等に応じた支援、子どもや保護者の交流や相談対応、地域での相互援助の環境づくりに取り組むとともに、保護者の就労形態や多様化する保育ニーズに対応した保育環境等の充実や保育サービスの提供を進めます。

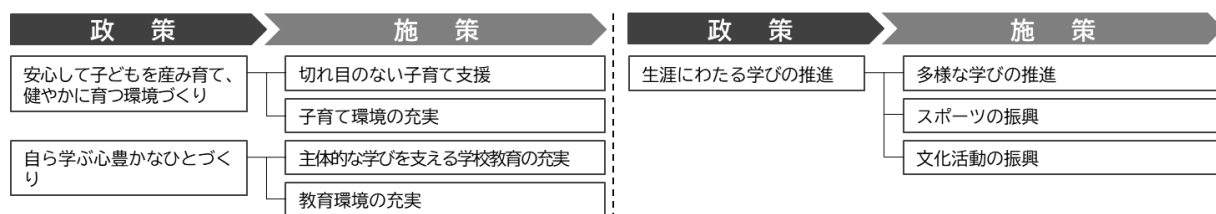
#### 自ら学ぶ心豊かなひとづくり

- 子どもが主体的に学び、心の豊かさを育てていくためには、学校や地域が一体となって成長を支え、多様な個性が尊重される教育環境が整う中で、子どもが安心安全に学び、行動する力を身に付けていくことが重要です。
- このことから、子どもの知的好奇心や自ら学ぶ意欲など、わくわくしながら学びに向かう力や必要な資質・能力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域等と連携した、特色ある学校教育を推進するほか、一人一人のニーズや特性に合わせた学びの保障、児童生徒数の減少に対応した学校の適正配置や各種の環境整備に取り組みます。

#### 生涯にわたる学びの推進

- 全ての世代が自分らしく生き生きと輝いていくためには、生涯にわたる学習活動やスポーツ、文化活動を通じて主体的に学び、様々な挑戦をしていくことが大切です。
- このことから、子どもから大人まで、多様な学習機会の提供や自主的な学習活動の支援に取り組むとともに、各種スポーツ団体との連携によるスポーツ活動の充実やスポーツ施設等の環境整備を進めるほか、地域の歴史・文化的資源の保存と活用を図る中で、市民が歴史・文化芸術に触れ、活動できる環境づくりに取り組みます。

### 【政策・施策の体系】



### 第4節 政策推進の考え方

#### (1) 総合計画とSDGsの一体的な推進

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、令和12年を期限とする国際社会の共通目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを原則としています。

国においては、平成28年に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置するとともに、毎年、実施方針と優先的課題を発表し、地方自治体や民間企業などのあらゆる主体による積極的な取組を求めています。

当市においても、行政はもとより、市民や事業者など様々な主体が協働してSDGsの理念に**掲げられた**、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に資する取組を推進することは、地域が抱える課題の解決をはじめ、環境・経済・社会のバランスの取れた持続可能なまちづくりや地方創生の実現に大きく寄与するものと考えます。

SDGsと本計画は、それぞれ**対象**や規模は異なるものの、当市が目指すまちづくりの方向性や各々の目標年度が重なることから、本計画にSDGsの理念や視点を積極的に取り入れるとともに、各施策と17のゴールを関連付け、目指す将来都市像とSDGsの達成に向け、一体的に取組を進めていく**こととします**。

#### 〈SDGsの5つの特徴〉

普遍性：先進国を含め、全ての国が行動

包摂性：人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」

参加型：全てのステークホルダーが役割を

統合性：社会・経済・環境に統合的に取り組む

透明性：定期的にフォローアップ





## 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



**目標1 〔貧困〕**  
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



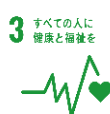
**目標10 〔不平等〕**  
国内及び各国家間の不平等を是正する



**目標2 〔飢餓〕**  
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



**目標11 〔持続可能な都市〕**  
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



**目標3 〔保健〕**  
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



**目標12 〔持続可能な消費と生産〕**  
持続可能な消費生産形態を確保する



**目標4 〔教育〕**  
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



**目標13 〔気候変動〕**  
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



**目標5 〔ジェンダー〕**  
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



**目標14 〔海洋資源〕**  
持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



**目標6 〔水・衛生〕**  
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



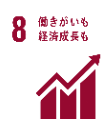
**目標15 〔陸上資源〕**  
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び損失を阻止する



**目標7 〔エネルギー〕**  
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



**目標16 〔平和〕**  
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



**目標8 〔経済成長と雇用〕**  
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



**目標17 〔実施手段〕**  
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



**目標9 〔インフラ、産業化、イノベーション〕**  
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

出典：持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組（外務省国際協力局）

## (2) デジタル技術の活用促進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常生活のあらゆる場面で非対面型・非接触型の対応が取り入れられる中、デジタル技術を活用したテレワークやオンラインサービスなどが急速に普及しており、こうした動きは、今後、更に加速していくものと想定されます。

また、地方の暮らしに関心を持つ人や移住する人が増えるなど、暮らしや仕事、人との関わり方に対する価値観が大きく変化し、新しい生活様式への適応が求められています。

このような中、国では令和4年6月に、全国どこでも誰もが便利に快適に暮らせる社会を目指し、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた基本方針を掲げ、デジタルインフラを早急に整備し、官民双方で地方におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の自主的・主体的な取組を積極的に推進していく考えを打ち出しました。

当市においても、距離や時間を超越するデジタル技術の力を余すことなく取り込んでいくことは、新たなサービスやビジネスの**機会の創出**につながるほか、市民生活における利便性や満足度を高めるなど、まちの活性化に大きく寄与するものと考えられます。

これらのことを踏まえ、**デジタル化のメリットを市民あまねく**享受できるように、デジタル格差に配慮しつつ、ポストコロナの新たな社会をより快適で豊かなものとするため、あらゆる分野でデジタル技術の活用を加速させていきます。



出典：デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月）

---

### (3) 持続可能な行財政基盤の構築

人口減少・少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化や社会経済環境の急激な変化等への対応によって行政コストの増大が懸念される中、今後の行財政運営に当たっては、限られた経営資源をいかに効果的、効率的に活用していくか、難しい舵取りが求められています。

また、市民の価値観や生活様式の変容により、市民ニーズの複雑化・多様化が進む中、行政だけで解決することが難しい事案も増えてきています。

このことから、本計画に位置付けた各政策を着実に推進していくため、様々な行政課題に迅速かつ的確に対応する企画力と実行力を備え、効率的に業務を執行する組織づくりに取り組むとともに、良質な行政サービスの提供とその立案・運用を担う職員の人材育成に取り組めます。

また、民間が持つノウハウやアイデアを活用するなど官民連携を推進するとともに、安定的な歳入の確保や歳出の適正化に取り組み、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築を図ります。



### 第1節 土地利用の考え方

#### (1) 土地利用の現状と課題

当市においては、近年、市街地における新たな住宅団地の造成や上越妙高駅開業後の同駅周辺の施設整備、産業団地への企業・工場の進出など、地域経済の発展や市民ニーズへの対応を目的とした土地利用が進んでいます。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、市街地では人口密度の低下や中心部の空洞化への対応、田園地域では農業の生産性の向上、また、中山間地域では集落機能と農業・林業の維持などの課題が顕在化しています。

さらには、全国的に自然災害が激甚化・頻発化する中、当市においても大雨、大雪等の災害が発生しており、安全で安心な土地利用や都市基盤の整備が求められています。

このため、将来のまちの発展を見据え、これらの課題への対応のみならず、持続可能な土地利用と適切な機能整備を進めていく必要があります。

#### (2) 第7次総合計画における土地利用構想の方向性

第6次総合計画の土地利用構想では、令和16年度を計画期間の最終年度とする「上越市都市計画マスタープラン」との整合を図りながら、人口減少社会においても持続可能な発展を可能とする土地利用の考え方を示し、この間、所要の取組を進めてきました。

それは、広大な市域における各地域（市街地・田園・中山間地域の「面」）の特性・機能をいかしつつ、各地に暮らしを支える拠点（「点」）を形成し、それぞれを交通ネットワーク（「線」）で結ぶことにより、各地域が支え合い、魅力や恵みを市全体で享受する姿を目指したものであります。

第7次総合計画では、こうした基本方針を引き継ぎつつ、将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現に向け、市民一人一人が住み慣れた地域で自分らしく、安心安全で快適に暮らし続け、活躍することができるよう、取組の充実を図ります。

人と地域のつながりの強化を図りながら、災害に強いまちづくりを推進するとともに、各地域の拠点を中心として、生活に必要な機能や移動手段の確保に取り組みます。

そして、デジタル技術を最大限活用することなどにより、住む場所にかかわらず、一定の生活の質が保たれ、さらには、地域の特性や強みを発揮することのできる自立的な地域社会を、官民が連携し、共に創っていくことを目指します。

このように、本土地利用構想では、まちづくりと一体として、「面・点・線」の土地利用と機能整備を一層推進していきます。

なお、本土地利用構想に基づく具体的な取組については、総合計画の基本計画や、農業や産業など各分野における各種計画に定めて実施していきます。

### (3) 土地利用の基本方針

本土地利用構想では、将来都市像の実現に向けて、「面・点・線」のまちの構造の3要素から、土地利用の考え方を示します。

「面」とは、市域を地勢的特徴に応じて区分した市街地、田園地域、中山間地域の3つの「エリア」のことで、

「点」とは、施設や店舗などの都市機能が集まる中心市街地や各総合事務所の周辺などの場所のことで、それらを「拠点」と位置付けます。

「線」とは、道路や鉄道、バスなどの「交通ネットワーク」のことで、

#### ○ 面…めりはりのある土地利用

多様な都市機能や優良な農地、豊かな自然を有するエリアそれぞれの特性をいかし、育むめりはりのある土地利用を推進します。

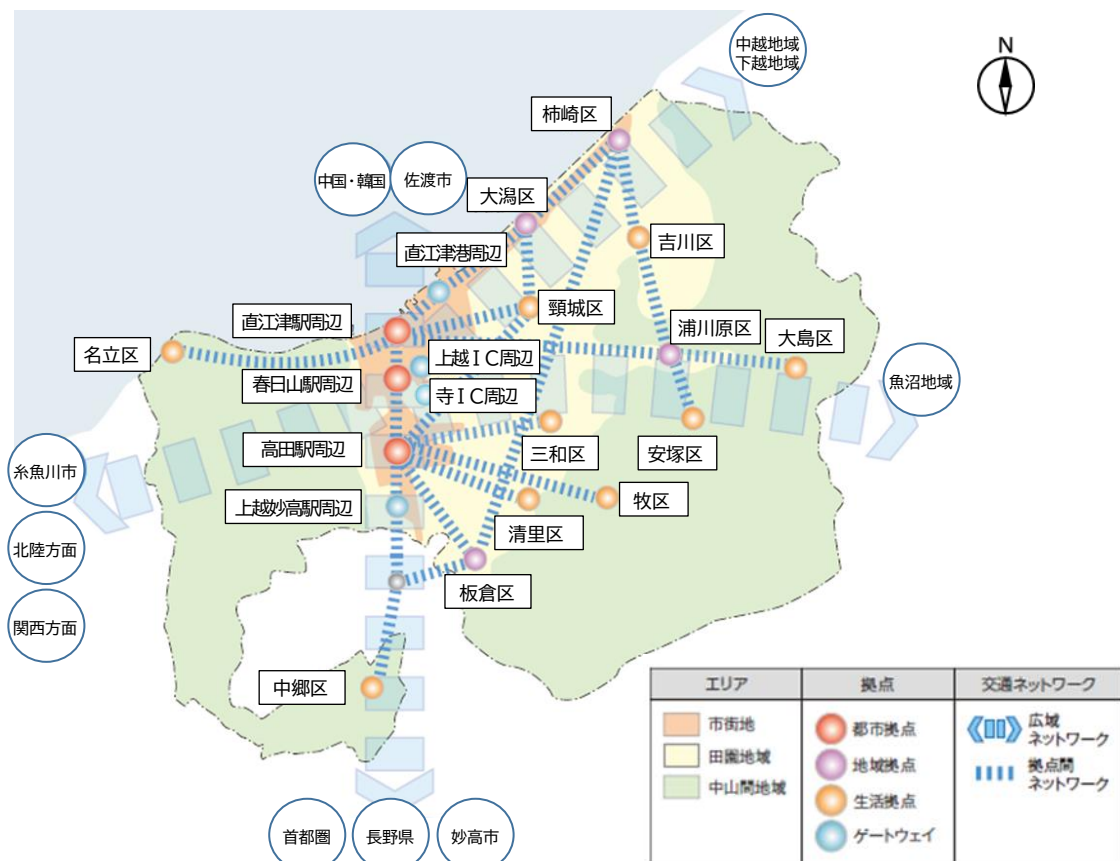
#### ○ 点…暮らしを支える拠点の構築

各地区の拠点の機能に応じ、暮らしを支える機能を維持・集積します。

#### ○ 線…人や物の移動を支える交通ネットワークの構築

拠点と市外、拠点と拠点、拠点と地区内の集落のそれぞれの間を**便利**で安全に移動できる、**交通ネットワークの構築を推進**します。

#### 面（エリア）・点（拠点）・線（交通ネットワーク）によるまちの構造のイメージ



※面（エリア）・点（拠点）・線（交通ネットワーク）のそれぞれの詳細は、次ページ以降をご覧ください。

面（エリア）は概ねの範囲を、点（拠点）は概ねの位置を、線（交通ネットワーク）はイメージを示したものです。

## 第5章 土地利用構想

### 第2節 めりはりのある土地利用（面）

市民の暮らしを支え育み、まちの自然や資源を受け継いでいくため、地勢的特徴に応じて市域を「市街地」「田園地域」「中山間地域」に区分し、各地域の特性と役割を踏まえた土地利用を行います。

土地は、人々の暮らしや産業活動などの基盤となる限られた資源であることを踏まえ、生活環境の向上や自然環境・景観の保全などの視点から、暮らしやすく、希望あふれるまちの形成に向け、市民や事業者などとともに計画的な土地利用を推進します。

また、これまでに整備された道路や公園、公共施設、建築物など既存ストックについて、遊休施設や空き家などを含め、適切な管理と有効活用に取り組むことによって、社会経済環境の変化に的確に対応し、市の持続的な発展を可能とするまちづくりを目指します。

#### 市街地

##### ○対象地域

- ・既に市街化が進んだ地域または市街化が想定される地域を指します。

##### ○機能

- ・暮らしを支える多様な都市機能を有する地域とします。

##### ○土地利用の考え方

- ・将来の人口減少や社会経済環境の変化などを踏まえ、市街地の適正な規模を維持します。
- ・社会経済環境を踏まえた住宅・商業・工業の土地利用の変化や、市民・事業者のニーズを見極めながら柔軟な土地利用を進めるとともに、市街地内で十分に活用されていない土地の解消に努めます。

##### 【住居系の用地】

- ・住居系の用地内に宅地の供給を誘導しながら、市民が安心して快適に生活できる住環境を形成するための基盤整備に努めます。

##### 【商業系の用地】

- ・既存の商業集積地を維持し、魅力を高めるため、地域特性に応じた商業機能の立地を誘導します。

##### 【工業系の用地】

- ・高速道路や直江津港など広域交通ネットワークの交通結節点としての立地特性をいかし、企業の立地を誘導します。

#### 田園地域

##### ○対象地域

- ・市街地に隣接する平坦で農地と集落が分布する地域を指します。

##### ○機能

- ・農業生産機能と生活機能を有する地域とします。

##### ○土地利用の考え方

- ・優良な農地や自然環境、農村部の景観を保全します。
- ・集落地は、農村らしいゆとりある住環境を形成します。
- ・優良な農地は、地域の実情に応じて大規模ほ場などの生産基盤の整備を進めるとともに、農地の集積を進め、農業の生産性を高める土地利用を推進します。

#### 中山間地域

##### ○対象地域

- ・平地の外縁部から山間地に至るまとまった平坦な耕地の少ない地域などを指します。

##### ○機能

- ・水源かん養や保水・浄水、生態系保全などの様々な公益的機能と生活機能を有する地域とします。

##### ○土地利用の考え方

- ・自然環境や景観を保全するとともに、水源かん養などの公益的機能を維持するため、森林の適切な管理と農地の保全を推進するとともに、人や地域の支え合いなど様々な手立てを講じながら、中山間地域の暮らしを支援します。
- ・集落地は、自然環境と調和した里山らしい住環境を形成します。

### 第3節 暮らしを支える拠点の構築（点）

市民の暮らしを支え育み、まちの求心力の向上を図るため、中心市街地や各区総合事務所の周辺、広域交通の結節点の周辺などを「拠点」と位置付け、拠点が備える機能に応じて「都市拠点」「地域拠点」「生活拠点」「ゲートウェイ」の4つに区分し、暮らしを支える都市機能が集積したまとまりのある拠点の形成を図ります。

#### ○拠点整備の考え方

<p><b>都市拠点</b> 高田駅周辺、直江津駅周辺、春日山駅周辺</p> <p>都市的ライフスタイルを可能とする居住環境と当市の経済発展の原動力となる高次な都市機能の集積を図るとともに、市内外からの交通アクセス性を高め、多様な人々や団体が集まり、交流や連携が生まれる賑わいのある拠点を目指します。</p>	<p><b>地域拠点</b> 浦川原区、柿崎区、大潟区、板倉区の各中心的エリア（総合事務所周辺）</p> <p>日常生活を送る上で必要な機能に加え、周辺の生活拠点を支える機能の維持・集積を図るとともに、地区内の集落や地区外からの交通アクセスを確保し、人々や団体が集まり、交流や連携が生まれる拠点を目指します。</p>
<p><b>生活拠点</b> 安塚区、大島区、牧区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区、名立区の各中心的エリア（総合事務所周辺）</p> <p>日常生活を送る上で必要な機能の維持・集積を図るとともに、地区内の集落や地区外からの交通アクセスを確保し、人々や団体が集まり、交流や連携が生まれる拠点を目指します。</p>	<p><b>ゲートウェイ</b> 上越妙高駅周辺、直江津港周辺、上越インターチェンジ周辺、寺インターチェンジ周辺</p> <p>広域交通が結節し、市内から市外へ、市外から市内への広域的な人や物の移動の玄関口としての特性をいかした機能の集積を促進します。</p>

#### ○拠点が有する機能の例

都市拠点が有する機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○洋服などの買回品を購入する店</li> <li>○大型商業施設または商業施設の集積</li> <li>○総合病院または医療機関の集積</li> <li>○文化施設、宿泊施設、コンベンション施設 など</li> </ul>
地域拠点が有する機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スーパー・ホームセンター</li> <li>○金融機関</li> <li>○福祉施設</li> <li>○体育施設 など</li> </ul>
生活拠点が有する機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生鮮食料品などの最寄品を購入する店</li> <li>○行政窓口</li> <li>○郵便局</li> <li>○農協</li> <li>○コミュニティ施設</li> <li>○保育園</li> <li>○小中学校</li> <li>○医療機関</li> <li>○公共交通</li> <li>など</li> </ul>

なお、機能は例示であり、拠点の立地や周辺地域の人口、周辺の拠点が有する機能などの状況により異なります。

## 第5章 土地利用構想

### ○各都市拠点の考え方

高田駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雁木や寺町などの歴史的なまちなみを有し、多様な都市機能が集積している特徴を踏まえ、既に集積している都市機能やまちの歴史的価値を更に高める観点から、必要な都市機能の集積や歴史的まちなみの保存・活用を促進します。</li> <li>・また、歴史文化などの地域資源を活用したまちなかの回遊性の向上や、空き店舗などの既存ストックの活用などにより賑わいの向上を図ります。</li> </ul>
直江津駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道が結節する交通の要衝としての特徴や、既存の都市機能に加え、商業、交流機能などの立地を促進し、鉄道沿線地域の拠点となるまちを目指します。</li> <li>・また、歴史を感じさせるまちなみや日本海を一望できる景観などの個性的な資源を活用するとともに、近隣の直江津港や水族博物館などをいかし、市内外からの交流促進に寄与する機能の充実を図ります。</li> </ul>
春日山駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所や文化会館などの公共施設が集積している特徴を踏まえ、行政、文化・スポーツなどの都市機能の集積や、上杉謙信公ゆかりの春日山への玄関口であることをいかし、文化・交流の拠点化を目指します。</li> </ul>

### ○各ゲートウェイの考え方

上越妙高駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏や北陸、関西地方を結ぶ玄関口としての特徴を踏まえ、観光やビジネスを目的とした来訪者をもてなすにふさわしい環境整備や都市基盤の充実を図ります。</li> <li>・市内外の円滑な移動を実現する交通結節点としての利便性や広域的な拠点性を高める機能の集積を図るとともに、立地特性をいかし、IT企業等の進出や新産業の創出を促進します。</li> </ul>
直江津港周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外への航路を有し、LNG基地や火力発電所が立地しているほか、メタンハイドレートの商品化に向けた調査研究が実施されている状況を踏まえ、エネルギー港湾としての特長をいかしつつ、物流機能やエネルギー関連産業、製造業等の機能の集積を促進します。</li> </ul>
上越インターチェンジ周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路と国道が接続し、大規模な商業施設や流通業務系の企業が集積している特徴を踏まえ、広域交通ネットワークを活用できる充実した環境をいかし、既存の商業・物流機能の充実を促進します。</li> </ul>
寺インターチェンジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道と結節する上越魚沼地域振興快速道路の整備促進により、関東・魚沼方面からの新たな玄関口となることが期待される状況を踏まえ、上越総合運動公園を中心とした交流機能など必要な機能の誘導を図ります。</li> </ul>

## 第4節 人や物の移動を支える交通ネットワークの構築（線）

市民の暮らしを支え、まちの一体感を醸成するため、人や物の移動を支える道路と公共交通の交通ネットワークを「広域ネットワーク」、「拠点間ネットワーク」、「地区内ネットワーク」の3つに区分し、拠点と市外、拠点と拠点、拠点と地区内の集落のそれぞれの間の移動を支える最適な交通ネットワークの構築を推進します。

交通ネットワークの構築に当たっては、道路の整備と公共交通の利用促進を図るとともに、広域ネットワークの整備効果を最大限に発揮させることにより、市民生活の利便性の向上と地域産業の活性化を図ります。

また、地域の実情に即し、効率的で利便性が高く、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築するとともに、降雪期にも安全な移動を確保できる交通環境を形成し、市内外の人や物の移動を支える総合的な交通ネットワークの確保・形成を目指します。

### ○各ネットワークの考え方

#### 広域ネットワーク

##### ○対象地域

- ・広域的な移動を支える主要国道、高速道路など
- ・国内外の広域的な移動を支える鉄道、航路など

##### ○機能

- ・広域的な移動と交流・連携を支える交通ネットワーク

##### ○整備の考え方

- ・高速道路、地域高規格道路、国道などの整備促進と、鉄道、航路などの公共交通の安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。

#### 拠点間ネットワーク

##### ○対象地域

- ・拠点間を結ぶ幹線道路
- ・拠点間を結ぶ鉄道、バスなど

##### ○機能

- ・各拠点間の移動と交流・連携を支える交通ネットワーク

##### ○整備の考え方

- ・拠点間を円滑に移動できる国道、県道などを確保します。
- ・拠点間を移動する鉄道、バスなどの公共交通の安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。

#### 地域ネットワーク

##### ○対象地域

- ・日常生活を支える生活道路
- ・拠点と地区内の集落を結ぶバスなど

##### ○機能

- ・各拠点間の移動と交流・連携を支える交通ネットワーク

##### ○整備の考え方

- ・身近な生活道路を確保します。
- ・地域内を運行するバスなどの公共交通の安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。

